

「令和7年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査（JCM実現可能性調査）」（経済産業省事業） に係る企画提案 Q&A

2025年7月14日作成

No	質問事項	回答
I (1) 調査項目について（GHG 排出削減）		
I (1)-1	公募要領「2. FSでの調査項目」において、NEDO JCM実証事業や民間JCM、その他の政府補助金事業が出口として言及されているが、FS実施後にいずれかへ進むことが応募要件とされているのか？	FSは、事業化およびJCMクレジット化のための実現可能性を調査することを目的しており、FS後の展開先としてNEDO JCM実証事業や民間JCM、その他の政府補助金事業を通じたJCMプロジェクト化の見込みが高い提案を優先的に採択します。それぞれの詳細に関しては、以下のHPをご参照下さい。 ・NEDO JCM実証事業： https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100264.html ・民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス（2024年3月25日改訂版）： https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/pdf/private_secor_JCM_guidance_all_202403.pdf また、FS終了後にいずれの出口を指向するにしても、FSの成果物のひとつとして、実施予定のJCMプロジェクトの概要を示すPIN（Project Idea Note）の案を作成し提出していただきます。なお、PINの情報は、上記民間JCMガイダンスのサイトより記載例等入手ください。
I (1)-2	公募要領「2. FSでの調査項目」において、その他の政府補助金事業の応募への期待が言及されているが、具体的にどのような事業が活用できるのか？	例えば、環境省での『二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業』や、経済産業省での『グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金』の活用が考えられます。各事業における公募要領等の詳細につきましては、下記URLをご参照ください。 ・環境省設備補助事業 https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp250407/ ・グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 https://gs-hojo-web.jp/
I (1)-3	公募要領「2. FSでの調査項目」において「4. GHG排出削減量の算定及び排出削減貢献量の検討とJCM方法論案の作成」において、提案時に、どの程度まで詳述する必要があるのか？	GHG排出削減見込量の算定及び排出削減貢献量の検討は、調査項目の一つですが、提案段階で検討がすべて終わっている必要はありません。現時点で想定している使用するGHG排出削減量の算定方法論もしくはGHG排出削減量の算定ロジック（レファレンスシナリオとプロジェクトシナリオに基づくGHG排出量削減達成のロジック）と、GHG排出削減見込量（プロジェクト単位及び普及展開時。GHG排出削減見込量の算定根拠を含む）を示すとともに、FS中で行うGHG排出削減量算定方法論の検討やGHG排出削減量の算定にあたっての方向性や具体的な検討内容案を、可能な範囲で示してください。必要に応じ、補足資料を添付することも可です。

No	質問事項	回答
I (1)-4	大規模な GHG 排出削減とはどのようなイメージか？	1サイトでの個別対策での大規模な削減のほか、複数の対策技術の組み合わせ（例：工業団地、街区全体での複合的な取組み）、対策技術が広範囲に普及すること等をイメージしています。大規模なGHG排出削減効果の考え方については様々なアプローチがあると考えますので、具体的な提案を歓迎します。
I (1)-5	GHG排出削減効果が大きい提案が高く評価されるのか？	GHG排出削減効果のみ抜き出して、評価するのではなく、提案内容全体をみて、審査基準に基づき、総合的に評価します。
I (1)-6	GHG排出削減に係る定量化手法の具体化支援として、事務局からどの程度の支援を受けられるのか？	事務局は専門的な観点からの知見等の提供を行います。具体的には、類似方法論やツール等に関する情報提供、定量化を検討する際に考慮すべき相手国法制度や資料について、これまでのJCMやCDM等の知見に基づいて支援すること等を想定しています。
I (1)-7	・NEDO JCM実証事業と本FSとの関係は？ ・本FSの実施は、NEDO JCM実証事業の実証設計の代替となるのか？	本FSとNEDO JCM実証事業は、別事業となります。本FSでは、NEDO JCM実証事業、民間JCM、その他の政府補助金事業を出口として想定されている事業を対象としたFSを実施いただきますが、本FSを実施したとしても、NEDO JCM実証事業の実証設計の代替とはなり得ません（実証を行う上では、実証設計の実施は必須）。本FSを、NEDO JCM実証事業に向けた応募内容の精度を高めていくことに活用いただく、というイメージになります。また、NEDO JCM実証事業の詳細に関しては、I (1)-1の該当リンクをご確認ください。
I (1)-8	FS終了後の事業開始までについて期限を設定しているか？	FS終了後の事業開始までについて期限的なものを設定しているわけではございませんが、FS実施後のJCMプロジェクト化の見込みやスケジュール等を勘案して審査する予定です。
I (2) 調査項目について（事業化検討）		
I (2)-1	事業化の候補地域や事業化を行う現地パートナー企業を特定した上で提案する必要があるのか？	必ずしも、事業化の候補地域や現地パートナー企業を特定していなくても良いですが、既に複数に絞り込んでいる案件、選定対象の要件（条件）が具体化している案件が望ましいと考えます。事業化のアイデアのみがあり、FSの中で、事業化の候補地域や現地パートナー企業を幅広く探索する提案は、優先度が低いと考えます（審査基準 9）に関連）。
I (3) 調査項目について（JCM 化の実現に向けた相手国関係者への提案活動）		
I (3)-1	相手国の関係者を日本に招いての日本国内施設の見学等や日本の専門家を現地に派遣してのセミナー開催も可能か？	必要に応じ、現地政府関係者、カウンターパート企業等の相手国の関係者を日本に招いての日本国内施設の見学、日本の専門家を現地に派遣してのセミナー開催も可能であり、その場合には必要な旅費を計上可能です。なお、その場合でも、委託費上限の想定（税抜き15百万円）は変わりません。
II 採択件数及び予算規模		
II -1	提案事業の予算規模が上限で15百万円（税抜き）と設定されているが、どのような考えによるものか？	多くの事業者様にFSを実施していただき事業化およびJCMクレジット化に繋げていただくため、上限を設定いたしました。提案内容を吟味の上、事業化効率のコストパフォーマンスの良い提案をお待ちいたします。

No	質問事項	回答
Ⅲ 対象国、対象分野について		
Ⅲ-1	対象国に先進国は含まれるか？	対象として排除はされませんが、「日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献する」というJCMの趣旨を踏まえ、当該国においてJCMプロジェクトの提案を行う効果や必要性に関する説明の必要があると考えます。またこれまで途上国や新興国を中心にJCMを構築してきている事等を踏まえると、将来的に先進国でJCMが構築される可能性は相対的に低い点を考慮いただく必要があります。
Ⅲ-2	複数国を対象とすることは可能か？	調査での対象国は必ずしも1国に限定しませんので、複数の国を対象とすることも可能です。ただし、1件あたりの委託費上限の想定（税抜き15百万円）は変わりませんので、実際に調査が可能な範囲での応募をご検討ください。
Ⅲ-3	FS対象に、エネルギー起源のCO2以外のGHGを削減対象とした事業のJCMプロジェクト化は含まれるのか？	FS対象となる事業の実現により、エネルギー起源のCO2が排出削減となる場合はFSの対象となりますが、エネルギー起源のCO2排出削減がない場合はFSの対象外となります。
Ⅲ-4	FS対象に、REDD+（森林の保全、森林の持続的な管理、炭素貯蔵の強化を含む森林減少・劣化対策による排出削減）を対象とした事業のJCMプロジェクト化は含まれるのか？	同上
Ⅲ-5	FS対象に、フロン類の回収・破壊プロジェクトも含まれるのか？	同上
Ⅲ-6	GHG にはエネルギー起源 CO2 以外も含まれるのか？	FSで算定するGHG排出削減量に、エネルギー起源のCO2排出削減量に加えて、エネルギー起源のCO2以外のGHGの排出削減量も含めて算定することは可能です。
Ⅲ-7	既に確立している技術を活用した案件も対象か？	FSでは既に確立している技術を活用した案件も対象となります。なお、FSの実施後、NEDO JCM実証事業の活用を想定する場合、NEDO JCM実証事業の対象技術の要件を考慮する必要があります。
Ⅲ-8	日本の技術を採用しない案件でもFSの対象となるのか？	外国企業が有する技術を活用した案件も応募は可能です。ただし、日本企業が申請者となりますので、個別技術を組み合わせた最適なシステムの構築や事業化において申請者が主体的に取り組むものであることが必要です。また、FSの実施後、NEDO JCM実証事業の活用を想定する場合、NEDO JCM実証事業の対象技術の要件を考慮する必要があります。
Ⅲ-9	技術開発はFSの対象となるのか？	本事業は、技術自体の開発はある程度終わっていて、後は実証やJCMを活用した普及展開の検討が残されているような状態を想定しておりますので、原則として開発は対象外となります。（詳細な調査項目に関しては、公募要領の表 2-1「FS での調査項目」をご参照下さい。）

No	質問事項	回答
IV FS 実施にあたっての留意事項について		
IV-1	公募要領「8. FS実施にあたっての留意事項」において、「現地出張に事務局等が同行する際の協力（現地渡航がある場合）」とあるが、具体的にどのような内容を想定しているか？	FSの調査項目に即した現地調査に提案時点で事務局等の同行を希望する際は、企画提案書に具体的に現地調査の内容と同行を希望する理由を記載ください。審査時にヒアリングも含めて協議させていただきます。実際に同行する際の渡航手配等に関しては、相談しながら進めさせていただきます。なお、現地調査に事務局メンバーが同行する場合には、事務局メンバーの渡航事務（航空券手配、ホテルの手配等）は事務局で行いますが、現地企業への連絡はお願いする可能性があります。また、FSを進めていく中で、事務局の同行を希望されることも可能です。その場合は月報等で確認させていただきます。
IV-2	公募要領「8. FS実施にあたっての留意事項」において、「FSの実施にあたっては、NEDO、日本政府指定JCM実施機構（JCMA）とも連携する予定です」とあるが、どのような連携を想定しているのか？	NEDOは「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業」を行っており、FSの次の段階である実証設計および実証内容への展開に関しアドバイスを行うことも考えられます。民間JCMや環境省設備補助事業によるJCMプロジェクト化を目指す場合は、JCMAがアドバイスを行うことも考えられます。個別課題の内容によって連携の程度は異なります。
IV-3	公募要領「9.1. FSの進捗管理」において、「各FS実施事業者のスケジュール管理、実施状況の把握、経済産業省への報告」とあるが、具体的にはどのような形態を想定しているか？	以下を想定しています。 ・ 月次レベルの進捗報告（月報、適宜メールでの確認やオンラインベースでの打合せ等） ・ 第三者の有識者委員会によるFSへの助言への資料作成と出席（中間、最終報告会の2回をオンラインで実施することを予定）。 ・ その他、必要に応じた実施状況の報告（例：現地調査の実施状況、相手国政府へのコンタクト状況）詳細は、採択後、経済産業省と協議の上、決定します。
IV-4	採択審査会や中間報告会等への出席は、提案者（共同提案の場合は幹事法人）のみか。	提案者（共同提案の場合は幹事法人）以外に、共同提案者や再委託先等も出席いただくことが可能です。提案者について、担当者が海外在住の場合、可能であれば、JCMFS事務局とのコミュニケーション等を円滑に図るため、在日本のご担当者もご指定下さい。

No	質問事項	回答
V 応募資格、応募書類について		
V-1	共同提案者は、提案者と同等の応募要件が求められるのか？	共同提案者（共同実施者）は、提案者と同等の応募資格が必要となり、公募要領「10. 応募資格」を有する必要があります。
V-2	提案書の代表者は社長以外でも可か？	提案企業の代表者として求める格は定めてございませんが、提案書の内容に責任が持てる人物であれば、代表者の職は、代表取締役（社長）でも、部門長（取締役や執行役員）でも可です。
V-3	外国の企業が保有する技術を用いて応募できるか？	外国企業が有する技術を活用した案件も応募は可能です。ただし、日本企業が申請者となりますので、個別技術を組み合わせた最適なシステムの構築や事業化において申請者が主体的に取り組むものであることが必要です。また、FSの実施後、NEDO JCM実証事業の活用を想定する場合、NEDO JCM実証事業の対象技術の要件を考慮する必要があります。
V-4	事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は可能か？	FS後の事業化を担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があり、事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していません（公募要領「10. 応募資格」を参照）。
V-5	NEDOの国際実証事業を現在実施しているが、国が異なるのであれば本JCM FSにも応募できるか？	同じ調査内容で応募いただくことはできません。同じ技術であっても国の環境が異なるために新たな課題が発生するなど、調査内容が異なると認められる場合には応募が可能です。具体的には提案の内容やNEDOの国際実証事業の内容も確認した上で判断します。
V-6	事務局と申請者との間で締結される委託契約書のひな型があるか？	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社からの委託契約とします。経済産業省本省において締結する標準的な委託契約書フォーマットに準じる契約書であるとともに、当社が示す特約条項（別途、資料として公開）が加わることにご注意ください。本FSへの応募により概算契約書、特約条項に合意いただけたものといえます（速やかな契約とFS実施のため）。 ○経済産業省本省において締結する標準的な委託契約フォーマット（概算契約書）： https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/gaisan/r6keiyaku_format.html
V-7	公募要領「12.4応募書類」において、「4. 会社概要」及び「5. 財務諸表」とあるが、何を提出すればよいか？	会社概要は、会社のパンフレット等でも可です。財務諸表は過去3年分を提出ください。
V-8	公募要領「12.4 応募書類」において、「4. 会社概要」及び「5. 財務諸表」とあるが、共同提案の場合、幹事法人以外の共同実施者も、提出が必要か？	共同提案の場合、幹事法人以外の共同実施者の会社概要及び直近の過去3年分の財務諸表は必要ありません。幹事法人のみご提出ください。

No	質問事項	回答
V-9	公募要領「12.4 応募書類」において、「５．財務諸表」とあるが、財務諸表とはどのようなものを想定しているか？	貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の提出をお願いします。なお、非上場企業等の理由でキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書のみで結構です（その際は、提出する財務諸表資料にその旨を付記してください）。
V-10	公募要領「12.4 応募書類」において、「５．財務諸表」とあるが、直近の過去３年分の財務諸表について、例えば昨年度のもの提案時点でまだ入手できない場合はどうすればよいのか？	入手可能な範囲で、直近の過去３年分の財務諸表をご提出ください。
V-11	企画提案書（様式3）の「11．実施体制」の記載欄について、外注先が未定の場合には、「調整中」、「未定」と記載し応募してもよいのか？	共同実施者（再委託先）のように、主要な役割を担うものでない外注であれば、予定している業務内容及び業務範囲を記載していただければ、提案時においては、外注先は「未定」または「調整中」でも構いません。その際には、現時点でお考えの選定方法についても、可能な範囲で具体的に記載してください（例：どのような能力・実績を有する者に依頼する予定か、現時点での候補先名等）。
V-12	企画提案書（様式2）の1.提案概要書については、参考資料を添付し2頁以上となっても差し支えないのか？	「事業概要書（様式2）」の注意事項に記載している通り、2頁以内で作成をお願いします。補足資料を添付したい場合には、様式3の企画提案書に添付してください（「【提案書テンプレート及び作成に当たっての注意事項等】を参照してください）。
V-13	共同提案者についても見積を提出する必要があるか？	共同提案の場合は、幹事会社と共同提案者について見積の提出をお願いします。 （様式3、12. 情報管理体制、13. 事業実績等、14. ワークライフバランス等の取組状況に関しましては、幹事会社のみ提出で、共同提案者の提出は必要ございません。） その他見積もりに関する内容に関しても、以下、経済産業省の委託事業事務処理マニュアル等の書類に関しても十分に確認してください。 ○委託事業事務処理マニュアル（R3.1） https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

No	質問事項	回答
VI 応募方法について		
VI-1	応募予定者は、事前に応募予定の旨を事務局まで連絡することとなっているが、応募予定として連絡した後、提案提出を取りやめることは可能か？	提案書を提出いただくオンラインストレージのアドレス等の連絡を行うために、事前連絡をお願いしています。事前連絡の後、何らかの理由で、提案提出を取りやめる場合には、提案書提出期限までに、電子メールで事務局までにご連絡をお願いします。
VI-2	提案書はオンラインストレージにて提出することとなっているが、期限に間に合わなかった場合の対応法はあるか？	公募要領記載の提出締め切りに間に合わなかった場合は、原則、提案書の提出がされなかった、とみなされます。
VI-3	オンラインストレージ以外での提案書提出方法を希望したいのだが、可能か？	事務局に、個別にご相談ください。事情を確認させていただきます。
VI-4	応募書類は、電子ファイルのみの受付なのか？	電子ファイルのみでの受付とし、持参、FAX 及び郵送・宅配便、メール等による提出は受け付けません。
VI-5	申請書（様式1）の代表者の押印・署名は必要か？	押印、もしくはサインをお願いいたします。
VI-6	公募要領「12. 応募手続き」において、応募書類はPDFにより提出とあるが、容量の大きいファイルを電子メールで送付できない場合の対処法はあるか？	オンラインストレージによる電子データの提出ですので、ほとんどの提案書はその容量を気にする必要はないと思いますが、なるべくコンパクトに纏めていただきますようお願いいたします。
VI-7	応募書類の電子ファイルのファイル名に指定はあるか？	ファイル名は、以下のようにお願いします。なお、企業名は、「株式会社」等は省略した記載でお願いします。「1_企画提案書_企業名」のファイルに提案書様式1、2、3をまとめてください。1～5のファイルの合計で100MB以内に収まるようにしてください。 1_企画提案書_企業名 2_見積書_企業名 3_添付資料_企業名 4_会社概要_企業名 5_財務諸表_企業名
VI-8	応募書類提出後に、ヒアリングは予定しているか？	ヒアリングが必要と判断した提案に限り実施する予定です。オンライン形式でのヒアリングを予定しています。ヒアリング実施の有無、実施日時等は、提案者（共同提案の場合は幹事法人）あてに、事務局からメールでご連絡いたします。ヒアリング当日は、提案者（共同提案の場合は共同提案者含む）から、応募時に提出頂いた資料を用いて（追加資料の利用は認めません）、提案内容をご説明頂いた後、質疑応答を実施予定です。Microsoft Teamsによるオンライン実施を予定しており、事務局がオンライン会議を設定しURLをお送りします。当日はブラウザなどからご参加いただけます。ヒアリングの実施予定日（令和7年9月初旬頃を想定）は、決まり次第、電子メールにてお知らせいたします。その日程の中で、時間を指定させて頂き、実施しますので、予定の確保をお願いします。

No	質問事項	回答
Ⅶ 経費について		
Ⅶ-1	人件費の証憑として、出勤簿、銀行振込受領書、給与明細、就業規則まで必要となっておりますが、単価根拠資料と対象事業分だけを記載した業務日誌だけで精算可能ではないか？	経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」P.15に下記の記載がありますので、出勤簿や銀行振込受領書、給与明細等の提出をお願いしております。 「＜経理処理の実施方法＞ 【総論】 ① 給与の支払額が確認できる書類（銀行振込受領書等）、タイムカード又は出勤簿、残業を対象にする場合には残業分の賃金支払が確認できる書類等を整備してください。」 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html 同マニュアルP.13には、対象事業だけではなく、どの事業に従事していたかを全て記載するようにとの説明があります。 さらに、経済産業省の概算契約書（V-6 参照）の第21条に記載されているとおりに、証憑の提出が必要です。契約に従ってご提出いただくたく存じます。 （帳簿等の整備） 第 2 1 条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。 （1）委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等 （2）前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等 3 乙は、前二項の帳簿等及び証拠書類を委託業務の完了の日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。 業務日誌と出勤簿の照合にあたり、就業規則の確認も必要となります。

No	質問事項	回答
VII-2	調査において必要な機器やソフトウェアを物品購入費として計上可能か？	- FSは主に調査等を行うための人件費、旅費、外注費等がメインであり、機器やソフトウェア等の物品の購入等は基本的に想定していません。 - 調査において必要な機器やソフトウェア等の物品を購入する場合には、委託事業事務処理マニュアル（V-13 参照）にあるとおり、「単価20万円以上の機械設備等を取得または改良等した場合には、取得財産管理明細表を作成」することになっております。 - 取得財産についての帰属はあくまで国となるので、事業者がそれを事業期間後に他者へ寄贈・譲渡することはできず、国と事業者で取得財産の活用方法を検討の上、国が引き取り手を公募したり一般競争や随契で売却したり、廃棄等を行う形になります。 - 購入される場合は、FSのみで使用されることが特定・確認できるものに限られており、計上する場合には、その目的、必要性を明確に記載してください。 - なお、調査において必要な機器やソフトウェアに関しては、リース費用として計上することも可能ですので、その場合には、「備品費（借料及び損料）」に計上してください。借料及び損料の経費処理、確定検査等の実施については、委託事業事務処理マニュアル（V-13 参照）に準じることとするので、留意してください。
VII-3	旅費精算書類の整理とはどうすればよいのか？	各証憑に番号等を付けていただき、その証憑が旅費明細と旅費計算書および為替レート表のどこに該当するかわかるようにその番号を記載いただくように整理していただくと、各証憑を照合しやすくなります。海外の領収書等には日本語の説明を加えてください。
VII-4	公募要領「9.2. 事務局によるFSの支援」において、事務局の支援範囲が提示されているが、事務局の支援費用は見積りに計上する必要があるのか？	事務局による支援調査の費用については、見積りに費用計上する必要はありません。提案者が調査を行うために必要な経費のみを記載してください。
VII-5	海外子会社の人件費を、海外人件費として計上することは可能か？	見積り内訳の「I. 人件費」における「海外人件費」は、例えば、事業者が海外出張等により海外で従事される際に生じる人件費となります。海外子会社様の人件費につきましては、「III. 再委託・外注費」に含めていただくことが可能です。 その他見積りに関する内容に関しても、以下、経済産業省の委託事業事務処理マニュアル等の書類に関しても十分に確認してください。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

No	質問事項	回答
VII-6	再委託の割合が50%を超える場合に理由書が必要になるとのことであるが、海外の子会社が日本本社と共同提案する場合に、海外子会社は再委託の扱いになるのか、日本本社の一部の扱いとなるのか？	共同提案者は再委託扱いとなります。
VII-7	共同提案の場合、再委託比率は共同提案者分の経費を含めて計算し、全体の50%を超える場合には別添1の「再委託比率が50%を超える理由書」の提出が必要か？	共同提案者の費用は、精算ありの「再委託費」に該当しますので、再委託比率は共同提案者分経費を含めて計算し、事業費総額に対する再委託費（外注費を含む）の割合が50%を超える場合には別添1の理由書の提出が必要です。
VII-8	別添1の理由書が必要な場合、理由書内の「再委託先の選定方法又は理由」に「共同提案者であること」と記載することは妥当か？もしくは何らか別の理由が必要か？	別添1理由書内の「3. 再委託・外注先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等」の表中の「再委託・外注先の選定方法又は理由」の欄において、「共同提案者であること」と記載して頂くことは差し支えありませんが、「5. 再委託・外注（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由」において、当該先を共同提案者とする必要理由及び選定理由に関しては、より詳細な記載をお願いします。
VII-9	共同提案者ではない再委託先や外注先について、共同提案者と同様に見積内訳を提出する必要があるか？	共同提案者の場合は、所定の見積書テンプレートを使用して見積内訳を提出いただきますが、その他の再委託先や外注先につきましては、所定のテンプレートを使用する必要はなく、再委託・外注先から入手されました見積書をご提出いただくことも可能です。
VII-10	日当や、航空券をオンラインで購入する場合の請求書等、証憑がない場合は提出しなくてもよいのか？	日当の根拠資料（旅費規程の日当の項目で1日当たりの単価が記載されている部分のコピー）に算出方法（単価×日数×為替レート＝日当の金額）を記載いただいた資料、および、振込先（申請者名）、日付、日当に該当する金額がわかる御社からの振込明細が、日当の証憑となります。あるいは御社システムで日当の精算データを出力し、そこに日当単価、日数、為替レートが記載されていれば、そのコピーが証憑となります。 航空賃の請求書は、オンラインのお申込み画面で請求金額（課税と不課税の明細も記載）が掲載されると思われますが、その画面のスクリーンショットのPDFが証憑となります。 必要な証憑が全てそろわなければ精算出来かねますので、漏れなくご提出ください。
VII-11	再委託先と外注先、およびその精算がありかなしかは、どう分ければよいのか？	再委託は、受託側で取組み方や進め方の検討が必要で、見積内訳が複数項目からなり、支払額を決定するためには精算が必要となります。外注は、仕様書の指示に従って成果物が納入でき、見積に従って支払額が決められることから根拠書類等の提出を伴う精算が不要です。なお、再委託か外注のいずれとなるか疑義のある再委託又は外注については、提案書の内容から事務局が判断し、提案者と協議を行います。

No	質問事項	回答
Ⅷ 成果物の取り扱いについて		
Ⅷ-1	成果物として提出した報告書は外部に公表されるのか？	公募要領「11.2.成果物」に記載しているように、成果物としては公表用と非公表用の調査報告書の2種類を提出して頂きます。このうち、公表用の調査報告書は、経済産業省のHPで公開されます。一方、非公表用の調査報告書は、外部には公開されません。
Ⅸ その他		
Ⅸ-1	採択結果、FS 調査の開始時期はいつ頃を予定しているか？	・ JCM FS公募ウェブサイトでの採択企業の公表は6 月下旬頃を想定しています。 ・ 採択決定後、契約手続きを経て、調査開始となります（契約手続きは個別に進めますので、早いケースで7月中下旬頃を想定しています）。
Ⅸ-2	過年度の案件・報告書はどこで確認できるか？	過年度の案件・報告書等については、以下のウェブサイトをご覧ください。 ① 「令和2 年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及び JCM 実現可能性調査（CCUS 含む）、人材育成事業支援事務局及び C E F I A 国内事務局業務）報告書」 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/030662.pdf ② 「令和3 年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM 実現可能性調査（CCUS 含む）、CEFIA 国内事務局業務及び CCUS 普及展開支援等業務）報告書」 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000405.pdf ③ 「令和4 年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM 実現可能性調査及び CEFIA 国内事務局等業務）報告書」 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000176.pdf ④ 令和5 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査（JCM 実現可能性調査）」（経済産業省事業）の企画提案の採択について (1次) https://www.pacific.co.jp/news/2023/20230710-001117.html (2次) https://www.pacific.co.jp/news/2023/20230922-001143.html ⑤ 令和6 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査（JCM 実現可能性調査）」（経済産業省事業）の企画提案の採択について https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/JCMFS/jcmfs/ ⑥ 令和7 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM 実現可能性調査）」（経済産業省事業）の企画提案の採択について (1次) https://jcmfs.meti.go.jp/20250630_01.html